

○財務省告示第二百十三号

(明治二十九年法律第五号)

第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十一年六月四日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十一年六月二十六日 財務大臣

与謝野馨

(別表)

									年動債利 ・券付 十(国 五変庫	称国 債の名
										記号
第二十六回	第二十四回	第二十五回	第二十五回	第十一回	〃	第十回	〃	第九回	第八回	
十六億円	四億円	十八億円	三十五億円	二十二億円	九億円	七億円	十八億円	二億円	七億円	総額 額面金額の
九十六円五十九銭	九十八円三十九銭	九十七円三十五銭	九十六円八十五銭	九十七円三十三銭	九十七円七十四銭	九十七円六十五銭	九十八円三十九銭	九十八円三十銭	九十九円二十四銭	た額 り面金額 の買入価格 百円当

合 計	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	第四十六回	第四十五回	第三十八回	第三十七回	第三十三回	第三十二回	第三十回
円一千四百二億	百五十五億円	七億円	四十一億円	七十六億円	四百億円	二百五億円	三百八十億円
	九十九円七十七錢	百円六十八錢	九十六円七十四錢	九十四円九十五錢	九十三円二十七錢	九十三円三十四錢	九十三円七八錢